

亀岡市都市計画図



座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅲ座標系
投影は横メルカトル図法
図彰に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

凡例

	都市景観形成地区
	湯の花温泉景観形成地区
	自然景観形成地区
	一般地区
	一般地区(城下町地区)

No. 3

市岡亀

この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8、近公第 229 号